

アンデス・アマゾン学会 運営委員会内規

制定 2021年 4月 16日

改定 2021年 7月 3日

2022年 11月 4日

(設置)

第1条 アンデス・アマゾン学会の適正かつ円滑な運営を図るため、会則に基づいて選出された役員によって、運営委員会を設置する。

(目的)

第2条 本内規は、運営委員会の組織および運営に関し、必要な事項を定める。

(構成)

第3条 運営委員会は、次の者によって組織される。

- (1) 会長
- (2) 運営委員
- (3) 必要に応じて、運営委員が選出した会員を加える場合がある。

(協議事項)

第4条 運営委員会は、主として次の事項の協議・運営を担う。

- (1) 入会・退会
- (2) 研究大会の開催場所の選定ならびにプログラムの作成
- (3) 『アンデス・アマゾン学会研究発表要旨集』の編集・発行
- (4) 会誌『アンデス・アマゾン研究』の編集・発行
- (5) 諸事業の開催、ならびに他の組織・団体との学术交流等に関する諾否
- (6) その他、必要とする事項

(開催)

第5条 運営委員会は、協議を必要とする際に、電子メールまたはオンラインで開催される。

(その他：コンプライアンス等)

第6条 本委員会は、必要に応じ、会員の中から適任者を選出して、別途、必要な委員会を設けて協議を依頼することができる。その委員会には、外部の適任者が加わる場合もある。

附則

この内規は、2021年4月16日から施行する。

附則

この内規は、2021年7月3日から施行する。

附則

この内規は、2022年11月4日から施行する。